

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という。）に基づき作成しております。

前連結会計年度（平成14年4月1日から平成15年3月31日まで）は改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度（平成15年4月1日から平成16年3月31日まで）は改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

なお、当連結会計年度（平成15年4月1日から平成16年3月31日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成16年1月30日内閣府令第5号）附則第2項のただし書きにより、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）に基づき作成しております。

第103期事業年度（平成14年4月1日から平成15年3月31日まで）は改正前の財務諸表等規則に基づき、第104期事業年度（平成15年4月1日から平成16年3月31日まで）は改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

なお、第104期事業年度（平成15年4月1日から平成16年3月31日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成16年1月30日内閣府令第5号）附則第2項のただし書きにより、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前連結会計年度（平成14年4月1日から平成15年3月31日まで）及び当連結会計年度（平成15年4月1日から平成16年3月31日まで）の連結財務諸表並びに第103期事業年度（平成14年4月1日から平成15年3月31日まで）及び第104期事業年度（平成15年4月1日から平成16年3月31日まで）の財務諸表について、新日本監査法人により監査を受けております。